

## 介護

**募集** 主任ケアマネジャーおよびケアマネジャーを募集します  
問 介護保険課包括支援係 ☎801-5822

休暇など取得しやすく、働きやすい職場です!  
申 申込用紙と資格の写しを介護保険課までご提出ください。申込用紙は介護保険課にあります。(土日祝日を除く)  
期 6月25日(日)  
他 試験 面接を行います。面接日は後日お知らせします。  
※締切後1週間以内を予定しています。

### 主任ケアマネジャー

対 主任介護支援専門員の資格および普通自動車免許を有する60歳位までの方。

内 ケアマネジャーの相談支援業務、地域包括ケア業務など  
定 1人

他 賃金 月205,600円(1日7.5時間、週5日勤務)  
通勤手当 片道2km以上の方にあり  
勤務時間 8時45分～17時15分(休憩時間12時～13時)

### ケアマネジャー

対 介護支援専門員の資格および普通自動車免許を有する60歳位までの方

内 要支援1・2認定者、事業対象者への予防ケアマネジメントなど  
定 1人

他 賃金 月165,000円(週31時間)または  
時給1,220円(1日6時間、週3日勤務)  
通勤手当 片道2km以上の方にあり  
勤務時間 8時45分～17時15分(休憩時間12時～13時)

**募集** 介護保険給付適正化に伴う専門員を募集します  
問 介護保険課認定給付係 ☎801-5823

対 理学療法士または作業療法士

内 介護給付適正化に伴う、住宅改修および福祉用具購入等の審査など

定 若干名

申 履歴書及び必要資格の証明書(コピー)

期 6月30日(土)(消印有効)

他 賃金 時給1,220円

通勤手当 片道2km以上の方にあり

勤務時間 週1～2日程度(1日当たり2～3時間程度)

※詳細につきましては面接などで決定いたします。

**募集** スクエアステップ教室のご案内  
問 介護保険課 ☎883-1111 (内線156)

スクエアステップとは、身体と頭を使った運動です。高齢者の要介護化予防(転倒予防・認知機能向上)をはじめ、生活習慣病の予防にもつながります。

今回は、活水大学健康生活学部の阿南先生をお迎えして行います。皆さまどうぞご参加ください。

時 6月29日(金)10時～12時

所 長与町役場水道局3階 対 町内在住の方

料 無料 申 介護保険課にお電話ください。

期 6月22日(金)

他 動きやすい服装で、シューズ・タオル・水筒をご持参ください。

## 環境

長与町高齢者等ごみ出し等支援事業について  
問 住民環境課環境係 ☎801-5824

町では、ごみ出しが困難な独居高齢者・障害者の方などを対象に、「ごみ出し支援事業」を実施しております。ご利用を希望される際は、申請書の提出が必要です。

対 ①おおむね65歳以上の高齢者で、寝たきり、認知症または虚弱の状態にある人

②重度の障害を有する人

③その他町長が必要と認めた人

※対象者の他に同居する人がいる世帯は該当しません。

内 週に1回ご自宅までごみなどを収集に伺います。(火曜日または水曜日)

収集するごみなどの種類

一般家庭ごみ(粗大ごみを除く)

※困難の度合いに応じ、収集できるごみなどの種類が異なります。

### 食中毒を防ごう!

食中毒とは、食品が原因で起こる健康障害の総称で、ウイルスや細菌などが原因で起こります。気温・湿度が高くなる初夏から初秋にかけては食中毒が発生しやすい時期です。皆さまのご家庭でも食品の取り扱いには十分注意しましょう!

#### 食中毒予防の三原則

#### ●家庭内でできる食中毒予防の6つのポイント

①新鮮な食材を選びましょう!  
期限表示を確認し、食材を選びましょう。

②温度管理を確実にいきましょう!  
温度管理が必要なものはすぐに保管しましょう。(冷蔵10℃以下・冷凍-15℃以下)

③台所を清潔にしておきましょう!  
肉や魚を切った後は包丁やまな板を熱湯で消毒しましょう。

④十分加熱しましょう!  
料理をするときは食品を中心部までよく加熱し、長時間の室温放置はやめましょう。

⑤手をよく洗いましょう!  
調理前・食卓に着く前に手を洗いましょう。

⑥余った食べ物に注意しましょう!  
余った食べ物を温め直すときは85℃を目安に十分加熱し、時間がたちすぎたら思い切って捨てましょう。

#### ●食品別の取扱いの注意点

卵 → 割卵後はすぐに使用しましょう。保管するとサルモネラ菌が発生する可能性があります。

肉 → 肉の表面にはサルモネラ菌などが付着している可能性があります。十分に加熱しましょう。

魚介類 → 十分に水道水で洗って腸炎ビブリオを洗い流してください。

牡蠣 → 感染力の強いノロウイルスを蓄えている可能性があります。十分に加熱しましょう。

また、衛生的な食材を利用しても、自分の手が汚れては意味がありません。まずはどんな場合でも手洗いをするよう心がけましょう!

### 節電にご協力をお願いします

今冬の節電へのご協力誠にありがとうございました。電力の過剰な利用は、エネルギー使用の無駄のみではなく、二酸化炭素の発生にも繋がります。6月21日(土)～7月7日(土)までの期間、ライトダウンキャンペーンとなっています。ご家庭や事業所などでの生活・健康や生産・経済活動に支障のない範囲で可能な限り節電にご協力いただきますようお願いいたします。  
※ライトダウンキャンペーンとは、環境省が地球温暖化防止のためライトアップ施設や家庭の照明を消して頂くよう呼びかけているものです。

**募集** 九州エコライフポイント節電活動への参加者募集  
問 県環境政策課 ☎895-2512

家庭で節電に取り組むと、お買い物に利用できるポイント券やエコライフポイント取扱店舗の商品が当たる「九州エコライフポイント」への参加者を募集します。参加には事前申込みが必要です。

申 県環境政策課または役場住民環境課に申込書があります。郵送、FAX、メールでポイント運営管理事務所へ提出いただくか、九州エコライフポイントのホームページから直接お申し込みください。

期 7月20日(金)

## 暮らし

### 町県民税第1期の納期限は7月2日(日)です

問 税務課住民税係 ☎801-5785

納期限までに、お近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください。口座振替の方は、7月2日(日)の引き落としですので、残高をご確認ください。平成30年度課税証明など(平成29年1月～12月までの所得の証明)の発行は、6月11日(日)～の予定です。

### 税務職員を募集します

問 長崎税務署総務課 ☎822-4231  
福岡国税局人事第二課試験研修係 ☎092-411-0031 (内線2431・2432)

時 1次試験日 9月 2日(日)  
2次試験日 10月10日(土)～19日(金)のうち指定する日

#### 対 受験資格

①平成30年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成31年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者

②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

内 試験の程度 高等学校卒業程度

申 原則インターネット申込みをご利用ください。ただし、インターネット申込みができない環境にある場合には、希望する第1次試験地を管轄する国税局(国税事務所)にお問い合わせください。

○インターネット申込み専用アドレス

http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

期 受付期間 6月18日(日)9時～27日(土)受信有効

**募集** ノルディックウォークinながよ  
申・問 特別養護老人ホームかがやき ☎894-5555

①時 7月3日(土)9時45分～12時(9時30分～受付)

所 集合場所 長与シーサイドパーク

内 ロングコース(経験者対象)

②時 7月26日(土)9時45分～12時(9時30分～受付)

所 集合場所 特別養護老人ホーム

内 ウォーキング教室&ショートコース(初心者対象)

定 各回20人 料 無料

他 希望者にはボールを無料貸出いたします。雨天時の開催有無に関しましては、お問い合わせください。

花の苗などを配布します  
～花のまちづくり推進事業～  
問 土木管理課 ☎801-5835

花と緑あふれる町づくりと、美しく潤いのある生活環境づくりのために、花の苗などの配布を行います。

時 植付期間 6月～平成31年3月

対 年間を通して景観形成に取り組んでおり、植付後の維持管理をできる団体

・道路や公園沿いで多くの利用者の目に留まる場所

・個人の住宅については3軒以上隣合って景観形成できる場合のみ

・花の苗・種、土、肥料(限度額あり)  
※樹木や屋内用観葉植物などは不可

申 詳細については申請書に添付の要領を参照ください。

申請書配布場所 土木管理課窓口(役場2階)

期 受付期間 6月18日(日)～7月20日(金)

他 配布方法 申請後に引換券をお渡しし、協力店から直接配送されます。

完了報告 事業完了後、実績報告書と写真を提出してください。  
(報告期限:平成31年3月8日(金))

### 公園遊具の使用禁止のお知らせ

問 土木管理課管理係 ☎801-5835

子どもたちが安全・安心に遊ぶことができるよう、毎年遊具の安全点検を実施しておりますが、平成28年度からは、より安全性の高い現在の基準に適合するかどうかの点検を実施しています。平成29年度に点検をした結果、至急対応する必要がある危険性の高い遊具として、40基が判定を受けました。対象遊具については、使用禁止措置として、フェンスによる囲いを行っています。

今後は、このような判定状況を踏まえ、子どもたちの安心・安全を守るという観点から、より安全性の高い基準に適合する改良修繕、または撤去・更新を順次進めていきたいと考えています。

現在対象となる遊具が多く町全体におよぶことから、今年度中に使用を再開できない遊具もあります。公園利用者の皆さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。